

閲覧用

令和2年度加美町農業委員会  
第12回定例総会議事録

令和3年3月25日（木）

加美町役場小野田庁舎 2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和2年度第12回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分～午後2時05分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(17名)

会長職務代理者	18番	伊藤登喜子
委員	1番	星 榮喜
〃	2番	澁谷 幹男
〃	3番	半田 守
〃	4番	畠山 義信
〃	5番	杉村 昭宏
〃	6番	猪股 弘
〃	7番	三嶋 秀二郎
〃	8番	今野 修
〃	10番	板垣 文一
〃	11番	小山 京子
〃	12番	佐々木 照義
〃	13番	山本 成
〃	14番	尾形 徳夫
〃	15番	中村 貴美子
〃	16番	畠山 智史
〃	17番	佐藤 とも

4 欠席委員(2名)

会 長	19番	三浦 泉
委 員	9番	千葉 連悦

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第27号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第5	報告第28号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第6	議案第42号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第7	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第44号	農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第12回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時30分 開会〉

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和2年度加美町農業委員会第12回定例総会を開催いたします。

本日は、農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、会長職務代理者が議長となりまして、議事を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ただいまの出席委員は17名です。19番 三浦泉会長、9番 千葉連悦委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 杉村昭宏委員、6番 猪股弘委員にお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第4、報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和3年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1

一般住宅建築 四日市場字岡前…番…

面積 792㎡

令和2年11月12日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて報告第27号を終了いたします。

---

日程第5 報告第28号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第5、報告第28号 営農型発電設備設置の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第28号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり報告書の提出があったので報告いたします。令和3年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

報告書番号 1

報告者 A社 代表取締役 B氏  
許可地 原八幡堂西一番の田 6筆  
栽培面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡  
 コケ/9,542.8㎡  
収量 アラゲキクラゲ/1,350kg  
 コケ/収穫なし

アラゲキクラゲの収穫量は、1菌床あたりに換算すると1.35kg（前年0.72g）となり、地域の平均的な収量とされる800gを上回る結果となりました。なお、コケについては現在育成期間ということで、初回の出荷予定が、令和3年の4月以降となっていることから、昨年中の収穫はありませんでした。

アラゲキクラゲについては昨年で栽培4期目ということで、1菌床あたりの収穫量は前年より大幅な増収となっており、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケについては一部カラス等による被害があったようですが、太陽光パネル下の乾燥しやすい条件でありながら、自動散水設備による散水に加え、手作業による散水を行うことで、おおむね順調な育成状況となっているようでございます。なお販売量につきましては、130.96kg、販売額は…万円となっております。

[以上1件の農作物の状況報告について説明]

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） はい、3番 半田委員。

\*3番（半田守委員） 営農型発電設備として転用許可する場合、面積の条件はあるのですか。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 事務局お願いします。

\*事務局（畠山明大係長） 特に転用面積に関して条件はございません。転用自体の面積はパネルの支柱部分となりますので、それ以外の部分は農地として使っていただくというようになります。ただ上限は設定されておりませんが、あまりにも農地に対して割合が多い状況であれば、審査の段階で問題になってくるのではないかと考えられます。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） このキクラゲの出荷先はどちらですか。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 事務局お願いします。

\*事務局（畠山明大係長） こちらは、加美よつばや地元の飲食店等というように報告を受けております。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて報告第28号を終了いたします。

---

#### 日程第6 議案第42号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第6、議案第42号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第42号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和3年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、今年度実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類の判定、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前に意向調査において非農地化の要望があった土地で、今年度のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集团的に存在する農地等を除いたものについて、2月12日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

《地区別》

田… 9筆 10,437㎡	中新田地区… 8筆 11,501㎡
畑… 14筆 17,480㎡	小野田地区… 3筆 1,747㎡
計… 23筆 27,953㎡	宮崎地区… 12筆 14,705㎡
全て農業振興地域内の土地	
農用地区域内の土地 17筆 22,830㎡	

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているものとしてございます。

2月12日に開催した農政調査会においては、24筆 30,151㎡について非農地判断すべきとの決定をいただいておりますが、そのうちの1筆 2,198㎡について関係土地改良区から、予算編成において令和3年中に基礎面積からの除外ができない為、来年度での非農地化としてほしいと意向があり、その旨を所有者に説明し了承を得られたことから、その1筆を除いて今回上程しております。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） はい、5番 杉村委員。

\*5番（杉村昭宏委員） 今回非農地化されなかった1筆は、どちらの農地だったのか教えていただくことは可能でしょうか。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 事務局お願いします。

\*事務局（畠山明大係長） 今回非農地化されなかった農地は、宮崎地区 柳沢上高清水の農地として、所有者はC氏でございます。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） そちらの農地は原野化しているのですか。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 事務局お願いします。

\*事務局（畠山明大係長） 赤判定となっております、原野化しております。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ほかに質疑ございませんか。



—「なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第42号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第42号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第7、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- \*事務局（青砥沙織主事） 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。  
令和3年3月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。  
今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

##### 申請番号1

渡人 D氏  
受人 E氏  
申請地 字板橋の田 外5筆  
面積 合計5,728㎡  
経営規模拡大の為 売買するもの  
売買金額 総額…万円

##### 申請番号2

渡人 F氏  
受人 G氏  
申請地 字西八石の田 外1筆  
面積 合計362㎡  
賃貸借するもの  
借賃 一反歩あたり…円

申請番号3

渡人 H氏  
受人 I氏  
申請地 字八王子前の田 10筆  
面積 合計2,023.64㎡  
賃貸借するもの  
借賃 一反歩あたり…円

申請番号4

渡人 J氏  
受人 I氏  
申請地 字八王子前の田 4筆  
面積 合計1,445㎡  
使用貸借するもの

申請番号5

渡人 K氏  
受人 L氏  
申請地 鳥嶋字新鹿嶋の田 1筆  
面積 4,429㎡  
賃貸借するもの  
借賃 一反歩あたり…円

申請番号6

渡人 M氏  
受人 N社 代表取締役 O氏  
申請地 上多田川字舟窪の畑 2筆  
面積 合計7,427㎡  
袋地に通行する為 地役権を設定するもの

[以上6件の許可申請について説明]

- \* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、18番 伊藤登喜子が報告いたします。
- \* 18番（伊藤登喜子委員） 3月15日、D氏が体調不良の為、お姉様に電話で聴取り調査を行いました。E氏と現地を確認し、代理人のP氏へも報告いたしました。申請者に聴取り調査・現地確認をした結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。
- \* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 次に申請番号2番から4番について、16番 畠山智史委員 お願いします。

\* 16番（畠山智史委員） 申請番号2番につきまして、令和3年3月17日 譲渡人のF氏のご高齢のため、息子さんに直接お会いして聴取り調査を行って参りました。譲受人のG氏は今年経営を移譲されまして、今まではお父様のQ氏がF氏の田んぼを耕作しておりました。昨年までも賃貸借の契約のもとに耕作していることから、現地調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

続いて申請番号3番につきましてご説明いたします。令和3年3月16日 申請者お二方に電話で確認をいたしました。現地を確認したところ、小野田のファミリーマートを右折し、月崎橋を渡る手前を西側に堤防沿いに入ったところの北側にある農地でございます。譲受人のI氏は、以前鳴瀬地区で長ネギの栽培をされていたようで、今回H氏の農地をお借りし、その長ネギの栽培を行うということでした。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

続いて申請番号4番につきましてご説明いたします。同日の3月16日 申請者お二方に電話で確認をいたしました。譲渡人のJ氏は、年齢を重ね農機具を全て処分したということもあり、以前から使用貸借にて農地をお貸ししておりました。これまでは元農業委員であるR氏が耕作されていたようですが、今回同じようにI氏へ使用貸借するというご様子です。尚、申請番号3番のH氏の農地とこちらのJ氏の農地は隣接しており、I氏はまとまったかたちで長ネギを耕作するとお話ししておりました。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

\* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 次に申請番号5番について、10番 板垣文一委員をお願いします。

\* 10番（板垣文一委員） 今回の賃貸借であります。利用集積計画では受け手側の面積要件を満たさないということで3条での申請となったものであります。K氏にはお電話で、L氏には3月14日に聴取り調査を行いました。基盤整備後10年間の賃貸借の契約が終了し、再設定での契約でございます。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

\* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\* 議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第44号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 日程第8、議案第44号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（青砥沙織主事） 議案第44号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買3件・賃貸借45件でございます。

申請番号1

渡人 S氏  
受人 T氏  
申請地 四日市場字御山浦の田 外2筆  
面積 合計13,935㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
借賃 一反歩あたり…円

申請番号2

渡人 U氏  
受人 V氏  
申請地 上狼塚字新田裏一番の田 外20筆  
面積 合計6,704.19㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
借賃 一反歩あたり…kg

申請番号3

渡人 W氏  
転貸人 みやぎ農業振興公社  
受人 X氏 代表理事組合長 Y氏  
申請地 字長清水裏の田 外8筆  
面積 合計15,554㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
借賃 一反歩あたり…円

申請番号 4  
渡人 Z氏  
受人 a社 代表取締役 b氏  
申請地 字台崎西の田 外16筆  
面積 合計38,124㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
借賃 一反歩あたり…円

申請番号 16  
渡人 c氏  
受人 d氏  
申請地 下新田字新川原の畑 外4筆  
面積 合計3,184㎡  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号17番から48番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上48案件で、田237筆 畑6筆 面積473,052.69㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上48件の集積計画について説明]

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第44号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は申請番号1番について、5番 杉村昭宏委員、申請番号2番について、8番 今野修委員、申請番号3番について、16番 畠山智史委員、申請番号4番から15番について、14番 尾形徳夫委員です。

5番 杉村昭宏委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後1時59分]

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第44号 申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第44号申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは、5番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時00分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 続いて申請番号2番について審議を行います。  
8番 今野修委員は申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時00分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） これより申請番号2番について審議を行います。  
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第44号申請番号2番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第44号申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは、8番 今野修委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時1分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 続いて申請番号3番について審議を行います。  
16番 畠山智史委員は申請番号3番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時1分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） これより申請番号3番について審議を行います。  
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第44号 申請番号3番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第44号 申請番号3番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは16番 畠山智史委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時2分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 続いて申請番号4番から15番について審議を行います。14番 尾形徳夫委員は申請番号4番の審議開始から15番の終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時3分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） これより申請番号4番から15番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第44号 申請番号4番から15番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第44号 申請番号4番から15番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは14番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時4分]

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 続いて申請番号16番から48番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第44号 申請番号16番から48番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長（伊藤登喜子会長職務代理者） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第12回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後2時5分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年3月25日

議 長 伊藤 登喜子

署名委員 杉 村 昭 宏

署名委員 猪 股 弘